

## 受託工事費算定基準

(制定 昭和 58 年 9 月 14 日給水部長決)  
(最近改正 令和 3 年 3 月 15 日工務部長決)

### (目的)

第 1 条 この基準は、大阪市水道局受託工事取扱要綱（以下「要綱」という。）第 9 条第 2 項並びに受託工事取扱要領（以下「要領」という。）第 7 条第 5 項に基づき工事費の算出方法を定めるものである。

### (直接工事費)

第 2 条 直接工事費は、次の各号に定める費用の合計額とする。

#### (1) 請負工事費

大阪市水道局（以下「当局」という。）が工事を第三者に請負わせた場合において、当該第三者に支払う額とする。

#### (2) 直接労力費

直接労力費は次の各項目に定める費用の合計額とする。

##### ア 工事立会補導員費用

標準労力単価に別表 1 により各々昼夜間別に算出した数量を乗じて算出した額とする。

##### イ 断通水作業に伴う業務管理費用

標準労力単価に断通水作業回数を乗じて各々昼夜間別に算出した額とする。

##### ウ 断通水作業費

当局が断通水作業を行う費用は、標準労力単価に別表 2 により各々昼夜間別に算出した数量を乗じて算出した額とする。

#### (3) 設計費

当局が業務を第三者に委託する場合において、当該第三者に支払う額とする。

### (間接工事費)

第 3 条 間接工事費は次の各号に定める費用の合計額とする。

#### (1) 委託費

指定地残土処分費並びに大阪市建設局に委託する道路復旧事務検査費とする。

#### (2) 委託工事費

当局が施工する工事の一部を第三者に委託する場合の当該第三者に支払う額とする。

#### (3) 断通水作業委託費

断通水作業単価に断水区域の管延長を乗じて各々昼夜間別に算出した額、断通水業務単価に断水作業回数を乗じて各々昼夜間別に算出した額の合計とする。

#### (4) 広報費

にごり、断滅水等のため業者委託にてチラシを各戸配布又は新聞折込広報を行った場合において、当該広報に要した額とする。

#### (5) 撤去不能補償費

大阪市水道局土木工事積算基準及び標準単価表により算出した額とする。

(洗浄排水費)

第4条 洗浄排水費は、次の各号に定める費用の合計額とする。

(1) 洗浄排水費

洗浄排水費は、洗浄排水量に給水原価を乗じた上水道又は工業用水道の料金、及び下水道使用料の合計額とする。なお、受託工事着手前の工事費納入時の洗浄排水量については、別表3に基づき算出し、工事費の精算時の洗浄排水量については、下水道使用届の洗浄排水量を基に算出する。

(2) 応急給水費

当該給水に要した費用は、担当課(所)長から通知を受けた応急給水量に給水原価を乗じた額とする。

(諸経費)

第5条 諸経費の額は、第2条、第3条及び前条に規定する費用の額から、消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を除いた額の合計額に、当該合計額に対応する別表4に定める諸経費率を乗じて算出した額とする。

(消費税等相当額)

第6条 要綱第2条第1号及び第2号アに定める工事並びに要綱第12条に定める費用の消費税等相当額は、第2条、第3条、第4条及び前条に規定する費用の額から、消費税等相当額を除いた額の合計額に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額とする。

(工事費及び工事中止等による費用)

第7条 工事費及び工事中止等による費用の額は、次の各号により算出した額とする。

(1) 要綱第2条第1号及び第2号アに定める工事

第2条、第3条及び第4条に規定する費用の額から、消費税等相当額を除いた額の合計額に第5条及び前条に規定する費用の額を加算した額とする。

(2) 要綱第2条第2号イ及び第3号、第4号に定める工事

第2条、第3条及び第4条に規定する消費税等相当額を含む費用の合計額に第5条に規定する費用の額を加算した額とする。

(3) 要綱第12条に定める費用

第2条、第3条及び第4条に規定する費用のうち、消費税等相当額を除いた額の合計額に第5条及び第6条に規定する費用の額を加算した額とする。

(単価)

第8条 要領第7条第2項の規定により精算を行う場合の単価は、別に定めのあるものを除くほか、工事又は業務の完成時を基準とする。

(算出端数処理)

第9条 端数処理は別に定めるものを除くほか、次の各号の定めによるものとする。

(1) 工事費合計額の端数

工事費合計額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。なお、この処理は諸経費の額で調整するものとする。

(2) 各費用等の端数

各費用等の合計額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(3) 延長の端数

延長に小数点第2位以下の端数が生じた場合は、小数点第2位を四捨五入する。

(4) 計算途中の数値の端数

計算途中の数値に小数点第3位以下の端数が生じた場合は、小数点第3位を四捨五入する。

(5) 消費税等相当額の端数

税額の算出において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(6) 直接労力費の人員数の合計は、小数点第2位以下を切り捨てる。

附 則

1 この基準は、平成24年4月25日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日以前に工事費の精算請求を行ったものは、従前の基準によるものとする。

附 則

2 この基準は、平成26年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日以前に工事費の精算請求を行ったものは、従前の基準によるものとする。

附 則

3 この基準は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日以前に工事費の精算請求を行ったものは、従前の基準によるものとする。

附 則

4 この基準は、平成27年1月15日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日以前に工事費の精算請求を行ったものは、従前の基準によるものとする。

附 則

5 この基準は、平成28年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日以前に工事費の精算請求を行ったもの及び工事申込を受けた工事については、従前の基準によるものとする。

附 則

6 この基準は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日以前に工事費の精算請求を行ったものは、従前の基準によるものとする。

附 則

7 この基準は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日以前に工事費の精算請求を行ったものは、従前の基準によるものとする。

別表 1

## § 直接労力人員

直接労力は、局において従事する労力であり、次のとおりとする。

なお、昼間及び夜間作業員は、現場の状況に応じて設計の際定める。

(1) 工事立会補導員数 : P

$$P = d \cdot P_1 + d_2 \cdot L_2 + d_3 \cdot V \quad (1)$$

$$d = d_1 \cdot L_1 + d_2 \cdot L_2 + d_3 \cdot V$$

d : 立会日数 (日)

P1 : 日当たり立会補導員数 = (1人／日)

L1 : 布設管延長 (m)

L2 : 撤去管延長 (m)

V :  $\phi 600$  以上弁室築造数 (個所)

d1 : m当たり管布設日数 (日／m)

d2 : m当たり管撤去日数 (日／m)

d3 : 個当たり  $\phi 600$  以上弁築造日数 (日／個)

口径 (mm)	d1 (日／m)	d2 (日／m)	d3 (日／個)
200 以下	0.04	0.03	
250・300	0.05	0.05	
400	0.09	0.08	
500	0.11	0.09	
600	0.15	0.14	2
700	0.17	0.16	〃
800	0.19	0.17	〃
900	0.21	0.19	〃
1000	0.23	0.21	〃
1100	0.25	0.23	〃
1200	0.27	0.25	〃
1350	0.29	0.27	〃
1500	0.32	0.29	〃

## 別表2

### § 断通水作業費

断通水作業費は、断通水作業において必要な労力であり、次のとおりとする。

#### (1) 断通水作業費：A

断通水作業費は、次式により算出する。

$$A = (A1 + A2 + A3 + A4) \times P$$

A1：事前調査作業工

A2：断水 PR ビラ配布作業工

A3：断通水作業工

A4：塩素注入排水作業工

P：標準労力単価

#### A1 事前調査作業工

断通水作業等に関連するバルブ、消火栓等の点検調査及び工事路線沿道家屋等の状況を把握するための現地調査作業

$$A1 = (0.25 \times V1) + (0.75 \times V2) + (1/3500 \times L) + 0.04$$

V1：配水管口径  $\phi$  350 以下の弁栓類箇所数

V2：配水管口径  $\phi$  400 以下の弁栓類箇所数

L：調査路線延長 (m)

#### A2 断水 PR ビラ配布作業工

断通水作業等に伴うお客様への断水交渉及び断水 PR ビラ配布作業

(1回あたり)

対象戸数	A2
1000 戸未満	1.04
1000 戸以上	6.04

#### A3 断通水作業工

管路の断水・通水を実施するための作業

(1回あたり)

最大配水管口径	A3
$\phi$ 350 以下	$1.03 + 0.004 \times L1$
$\phi$ 400 以上	$1.78 + 0.004 \times L1 + 0.007 \times L2$

L1：配水管口径  $\phi$  350 以下の断通水延長 (m)

L2：配水管口径  $\phi$  400 以上の断通水延長 (m)

#### A4 塩素注入排水作業工

口径 400mm 以上の新設管内を消毒するために必要となる塩素注入排水作業

(1回あたり)

	A4
--	----

上水 $\phi$ 400 以上	3.79
------------------	------

別表3

§ 洗浄排水量

洗浄排水量は、次の各号の合計とする。

(1) にごり区域排水量 : W1

にごり区域排水量は、次式により算出する。

ただし、割T字管のみを使用して連絡工事を施工する場合は適用しない。

$$W1 = A \cdot L1 \cdot N1 \dots \dots \dots (1)$$

A : 管の断面積 (m<sup>2</sup>)

L1 : にごり区域の管延長 (m)

N1 : 区域内排水回数 (回) ただし、N1=3 とする。

口径 (mm)	A (m <sup>2</sup> )	L1 (m)
75	0.0044	600
100	0.0079	600
125	0.0123	600
150	0.0177	600
200	0.0314	800
250	0.0491	800
300	0.0707	1000
350	0.0962	1000
400	0.1256	1000
450	0.1590	1500
500	0.1963	1500
600	0.2826	1500
700	0.3847	2500
800	0.5024	2500
900	0.6359	2500
1000	0.7850	2800
1100	0.9499	2800
1200	1.1304	2800
1350	1.4307	2800
1500	1.7663	2800

(2) 布設管内洗浄排水量 : W2

布設管内洗浄排水量は、次式により算出する。

$$W2 = A \cdot L2 \cdot N2 \dots \dots \dots (2)$$

A : 管の断面積 (m<sup>2</sup>)

L2 : 布設管延長 (m)

N2 : 布設管内排水回数 (回) ただし、N2=10 とする。

別表4

§ 諸経費

工事金額	諸経費
1万円以下の場合	2,000円
100万円以下の場合	工事金額の20%に相当する額 (工事金額×20%)
100万円をこえ、 500万円以下の場合	100万円の場合の金額に100万円をこえる 金額の15%に相当する額を加算した額 (20万円+ (工事金額-100万円) ×15%)
500万円をこえ、 5,000万円以下の場合	500万円の場合の金額に500万円をこえる 金額の10%に相当する額を加算した額 (80万円+ (工事金額-500万円) ×10%)
5,000万円をこえる場合	5,000万円の場合の金額に5,000万円をこえる 金額の7%に相当する額を加算した額 (530万円+ (工事金額-5,000万円) ×7%)